

関係法規

狩猟に関する法律

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

鳥獣の保護及び狩猟の適正化、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展を図るための法律です。

鳥獣保護事業計画、鳥獣保護区、鳥獣の捕獲許可、鳥獣の放置の禁止、狩猟免許・登録などに関係します。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

生活環境を清潔にするために、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るための法律です。鳥獣等の捕獲物の適正処理に関係します。

防護柵に関する法律

○電気事業法

電気事業の適正かつ合理的な運営や電気工作物の工事、維持および運用を規制し、電気事業の健全な発達を図るための法律です。電気柵の設置に関係します。（電気柵用電源装置は電気用品安全法に適合している必要があります。）

その他の法律

○電波法

電波の公平且つ能率的な利用を確保するための法律です。電波発信機による位置検知システム（テレメトリー）に関係します。

○食品衛生法

食品の安全性の確保のために、公衆衛生上必要な措置を行い、飲食によって生ずる危害の発生を防止するための法律です。

○食品衛生法施行細則・食品衛生法施行条例

食肉の処理や販売等をするためには、知事の許可が必要であり、営業に関する管理運営や施設の設置基準を定めています。

○徳島県動物の愛護及び管理に関する条例

動物の愛護に関する事柄と動物の適正な取扱により、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とした条例です。

通常、犬は係留しておかなければならず、モンキードックとして犬を放す場合は、そのために特別に訓練した犬（モンキードック）でなければなりません。

鳥獣被害対策のご相談は

○農林水産省 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー制度について

平成18年7月1日から、野生鳥獣による農作物被害防止対策を効果的に実施するため、野生鳥獣の生態・行動や農作物被害防止対策に関する専門的な知識や経験を有する者をアドバイザーとして農林水産省に登録し、地域の要請に応じて紹介する取組みが開始されました。

アドバイザーに指導・助言等を依頼する場合は、各地方農政局への申込が必要です。アドバイザーを依頼したい方は徳島県農山村整備課中山間振興室へご連絡ください。

詳しい情報は農林水産省のホームページから「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの登録・紹介について」をご覧ください。

「農林水産省」ホームページ <http://www.maff.go.jp/>

手順 トップページ>生産>鳥獣害対策コーナーからご覧ください。

○徳島県鳥獣被害対策指導員制度について

野生鳥獣に対する被害防止対策に関する研修を受けた市町村職員やJA職員を登録した制度です。

詳しい情報は、「とくしま鳥獣被害防止対策情報広場」のホームページをご覧ください。

「とくしま鳥獣被害防止対策情報広場」ホームページ <https://www.pref.tokushima.lg.jp/chouju/>

手順 トップページ>農作物被害対策関係>鳥獣被害対策指導員名簿からご覧ください。

お問い合わせ先			電話番号
農作物被害対策関係		鳥獣対策・里山振興課	088-621-2451
	東部地域	徳島農業支援センター 鳴門藍住農業支援センター 吉野川農業支援センター	088-626-8772 088-692-2515 0883-26-3983
	南部地域	南部総合県民局（阿南庁舎） 阿南農業支援センター 南部総合県民局（美波庁舎） 美波農業支援センター	0884-24-4182 0884-74-7491
	西部地域	西部総合県民局（美馬庁舎） 美馬農業支援センター 西部総合県民局（三好庁舎） 三好農業支援センター	0883-53-2314 0883-76-0691
狩猟関係		鳥獣対策・里山振興課	088-621-2687
	東部地域	東部農林水産局（徳島）林業振興担当 東部農林水産局（吉野川）林業振興担当	088-626-8585 0883-26-3791
	南部地域	南部総合県民局（美波）林務担当	0884-74-7482
	西部地域	西部総合県民局（美馬）林務担当	0883-53-2294
ホームページ「とくしま鳥獣被害防止対策情報広場」 https://www.pref.tokushima.lg.jp/chouju/			

鳥獣被害対策防護マニュアル 平成19年1月31日

企画・発行：徳島県農山村整備課中山間振興室 製作：NPO法人四国自然史科学研究センター

協力：中土佐町（高知県） イラスト：たけうちひでと、松下（宮野）和江